

日本婦人科ロボット手術学会

ロボット支援手術プロクター制度規則

第1章 総則

目的

第1条

婦人科良性疾患・悪性疾患に対するロボット支援手術を適用する際には、既存の手術機器の取り扱いに加えて、ロボット支援手術特有の機器に関する知識が必要とされ、機器の誤操作は患者への思わぬ合併症発生に直結し得ることから、ロボット支援手術の機器操作には十分な習熟を要する。ロボット支援手術を新規に導入する時には、ロボット支援手術に関する経験と知識が豊富な指導者（プロクター）が手術に立ち会い、手術を直接指導（プロクタリング）する独自の教育システムが必要とされる。

日本婦人科ロボット手術学会は、婦人科領域におけるロボット支援手術に関する教育システムを構築し、安全かつ適切なロボット支援手術の普及を目標として、プロクターの育成・認定をするためのプロクター制度（以下、本制度と略す）を、ロボット支援手術に関連する日本産科婦人科学会、日本産科婦人科内視鏡学会、日本婦人科腫瘍学会の承認のもと、運用する。

対象

第2条

本制度は、各種婦人科疾患に対するロボット支援手術を新規に始める術者に対し、安全かつ円滑な手術が行えるよう適切に指導（プロクタリング）できるプロクターを対象とし、その育成と資格認定について規定する。

第2章 婦人科ロボット支援手術プロクター制度委員会

プロクター制度委員会の設置

第3条

本制度を運用するため、婦人科ロボット支援手術プロクター制度委員会（以下、本委員会と略す）を日本婦人科ロボット手術学会内に設置する。

プロクター制度委員会の業務

第4条

本委員会の主な業務は以下の各項とする。

- (1) プロクター制度の運用に関する事案に対応する。
- (2) プロクター制度の運用に関する関連他学会との連絡および調整を行う。
- (3) プロクター講習会開催などを通じて、婦人科ロボット支援手術プロクターを養成する。
- (4) その他の本制度に関連したすべての業務に対処する。

本委員会において決議された案件は委員長から理事長に報告し、理事会の議を経て実効に移される。

プロクター制度委員会委員

第5条

本委員会は、日本婦人科ロボット手術学会理事会の推薦による委員により構成される。

プロクター制度委員会委員長：

第6条

委員の中から本委員会委員長を互選する。

プロクター制度委員の任期

第7条

委員の任期は理事会での選任時から3年とし再任を妨げない。委員長の任期は委員と同じとする。

プロクター制度委員の補充

第8条

やむを得ない事由により委員に欠員が生じたときは、理事会によってその補充を行う。補充によって選任された委員の任期は、前任者の残任任期とする。

第3章 婦人科ロボット支援手術プロクター審査委員会

プロクター審査委員会の設置

第9条

プロクター候補者を認定するため、婦人科ロボット支援手術プロクター審査委員会（以下、審査委員会と略す）を日本婦人科ロボット手術学会内に設置する。

プロクター審査委員会の業務

第10条

審査委員会は婦人科ロボット支援手術プロクターの新規・更新申請を審議し、指導資格の妥当性を判断する。結果はプロクター制度委員会に報告される。

プロクター審査委員会の委員

第 11 条

審査委員は、以下の全ての条件を満たさねばならない。

- (1) 日本産科婦人科学会指導医である。
- (2) 日本婦人科ロボット手術学会会員である。
- (3) 日本産科婦人科内視鏡学会会員である。
- (4) ロボット支援手術に関する学会および学術雑誌（査読あり）において十分な業績（論文発表と学会発表を合わせて 5 件以上：共著・共同演者も可）を有する。
- (5) ロボット支援手術の執刀あるいは指導症例が合計 60 例以上の経験を有し、執刀を独力で完遂でき、手術の指導ができる。

プロクター審査委員会委員選出方法

第 12 条

審査委員は応募された前項有資格者の中から、プロクター制度委員会が審査のうえ候補者を指名し、理事長が認定する。審査委員には日本産科婦人科内視鏡学会・腹腔鏡技術認定医および日本婦人科腫瘍学会・腫瘍専門医を各々複数名以上含むものとする。

審査に際して提出する書類は以下のとおりとする。なお、プロクター制度委員会委員は審査委員を兼務できることとする。

- (1) 審査委員応募書（書式 1）
- (2) 履歴書（書式 2）
- (3) ロボット支援手術実績一覧表（書式 3）
- (4) ロボット支援手術関連業績目録（書式 4）

プロクター審査委員会委員長

第 13 条

審査委員長は審査委員会が審査委員の中から互選にて候補者を指名し、理事長が認定する。

プロクター審査委員会委員の任期

第 14 条

審査委員の任期は理事会での選任時から 3 年とする。再任に際しては、下記書類についてプロクター制度委員会で審査し、その報告を受けた理事長が承認する。

- (1) 審査委員更新申請書（書式 5）
- (2) 最近 3 年間のロボット支援手術実績一覧表（最近 3 年間で 30 例以上の執刀または指導の実績を要す）（書式 6）

第4章 良性、良性・悪性疾患プロクター申請資格

良性疾患プロクター

第15条

婦人科ロボット支援手術良性疾患プロクター認定を申請する者（以下、申請者と略す）は、次に定める全ての条件を満たさねばならない。

- (1) 日本産科婦人科学会専門医である。
- (2) 日本婦人科ロボット手術学会会員である。
- (3) 日本産科婦人科内視鏡学会会員である。
- (4) ロボット支援良性疾患手術を独力で遂行できる技術を有している。
- (5) ロボット支援手術を、40例以上執刀あるいは指導（うち執刀20例以上）した経験がある。
- (6) ロボット支援手術に関する学会および学術雑誌（査読あり）において、1件以上の論文発表（共著可）、あるいは学会発表（共同演者可）を有する。
- (7) 日本婦人科ロボット手術学会が主催するプロクター講習会（良性疾患編）を受講している

* 審査委員会での審議を経た良性疾患プロクター候補者は、日本婦人科ロボット手術学会および日本産科婦人科内視鏡学会の理事会に審議結果が報告され、支障なければ共同認定される。

* 良性疾患プロクター資格を有する者が良性・悪性疾患プロクター資格の取得を希望する場合には、良性・悪性疾患プロクターの申請が新たに必要である。将来的に良性・悪性疾患プロクターを申請する可能性がある者はプロクター講習会の際に、悪性疾患のパート（最後）まで受講しておくことを薦める。

良性・悪性疾患プロクター

第16条

婦人科ロボット支援手術プロクター認定（良性・悪性疾患）を申請する者（以下、申請者と略す）は、次に定める全ての条件を満たさねばならない。

- (1) 日本産科婦人科学会専門医である。
- (2) 日本婦人科ロボット手術学会会員である。
- (3) 日本婦人科腫瘍学会・婦人科腫瘍専門医である
- (4) 日本産科婦人科内視鏡学会会員である。
- (5) ロボット支援悪性疾患手術を独力で遂行できる技術を有している。
- (6) ロボット支援手術を、50例以上執刀あるいは指導（うち悪性腫瘍の執刀20例以上）した経験がある。
- (7) ロボット支援手術に関する学会および学術雑誌（査読あり）において、1件以上の論文発表（共著可）、あるいは学会発表（共同演者可）を有する。

- (8) 日本婦人科ロボット手術学会が主催するプロクター講習会（悪性疾患編まで）を受講している
- * 審査委員会での審議を経た良性・悪性疾患プロクター候補者は、日本婦人科ロボット手術学会、日本産科婦人科内視鏡学会および日本婦人科腫瘍学会の理事会に審議結果が報告され、支障なければ共同認定される。

プロクター講習会の受講資格と受講料

第 17 条

- (1) プロクター講習会を受講するには、ロボット支援手術を 20 例以上執刀していなければならない。
- (2) 悪性疾患のプロクターを目指す申請者は、プロクター講習会の良性・悪性疾患共通編に加え、悪性疾患編(引き続き同日開催)まで受講する必要がある。
- (3) プロクター講習会に関する詳細は別に定める。

第 5 章 プロクター資格申請・認定方法

申請方法

第 18 条

申請者は次に定める書類および申請料を、審査委員会に提出する。

- (1) 婦人科ロボット支援手術プロクター申請書（書式 7）
- (2) 履歴書（書式 8）
- (3) ロボット支援手術および指導実績一覧表（書式 9）
- (4) ロボット支援手術関連業績目録（書式 10）
- (5) 婦人科ロボット支援手術プロクター認定審査料（別に定める）
- (6) 日本婦人科ロボット手術学会主催・プロクター講習会受講証明証（写）

審査方法

第 19 条

審査委員会は申請書類をもとに申請者を書類審査（通信含む）し、判定を行う。判定結果はプロクター制度委員会に報告され、同委員会で協議される。良性疾患プロクター候補者は日本婦人科ロボット手術学会および日本産科婦人科内視鏡学会の理事会に報告され、支障なければ共同認定される。良性・悪性疾患プロクター候補者は、前記 2 学会の理事会に加え、日本婦人科腫瘍学会の理事会に報告され、支障なければ共同認定される。

認定

第 20 条

日本婦人科ロボット手術学会理事長は、前条の手続きを経て婦人科ロボット支援手術のプロクターとしてふさわしいと認定した申請者に対して、良性ないしは良性・悪性疾患プロクター認定証を交付する。

認定プロクターの公表とプロクター依頼手続き

第 21 条

- (1) 認定プロクターの氏名リストは、良性および良性・悪性疾患プロクター別に日本婦人科ロボット手術学会ウェブサイト上に掲載する。
- (2) プロクターリング依頼施設はプロクターに直接プロクターリングを依頼し、承諾を得たら、所定の書式（書式 11）により作成した依頼書を、依頼したプロクターと本委員会事務局にメール送付する。指導する手術における責任の所在については、原則として依頼側が負うが、あらかじめプロクターリング依頼側（病院および主治医、担当医）とプロクターの間で十分取り決めておくことを推奨する。

プロクターの業務

第 22 条

- (1) プロクター講習会等で示された必須指導項目を、プロクターリング時に教示する。
- (2) プロクターリングが終了したらプロクターリング報告書を所定の書式（書式 12）により作成し、1 カ月以内に当委員会事務局と訪問施設に送付する。

資格更新

第 23 条

婦人科ロボット支援手術プロクター認定資格は、5 年ごとに更新を必要とする。更新は下記の書類をもとに審査委員会が審査し、その結果をプロクター制度委員会に報告する。同委員会の議を経て、良性疾患プロクター更新候補者は日本婦人科ロボット手術学会および日本産科婦人科内視鏡学会の理事会に報告され、支障なければ共同認定される。良性・悪性疾患プロクター更新候補者に関しては、前記 2 学会の理事会に加え、日本婦人科腫瘍学会の理事会に報告され、支障なければ共同認定される。

日本婦人科ロボット手術学会理事長は、前条の手続きを経て更新が許可された申請者に対して、良性ないしは良性・悪性疾患プロクター認定証を交付する。更新申請料は別途定める。

- (1) 婦人科ロボット支援手術プロクター更新申請書（書式 13）
- (2) 最近 5 年間のロボット支援手術実績一覧表（5 年間で 50 例以上の執刀または指導の実績を要す）（書式 14）
- (3) 日本婦人科ロボット手術学会会期中に開催されるセミナーを 2 回以上受講（受講証明書を提出）

更新延期

第 24 条

次に該当する者は、更新申請を延期することができる。

- (1) 産休、留学、病気療養等で臨床を中断した場合。
- (2) やむを得ない事情でロボット支援手術に関われない時期があった場合。
 - * 更新延期願いは当該年度に本人が申請し、審査委員会で審査する。プロクター制度委員会の議を経て、日本婦人科ロボット手術学会理事会に報告される。
 - * 延長期間中は日本婦人科ロボット手術学会ウェブサイト上のプロクターリストから削除しない。
 - * 延期は原則として1年とする。更なる延期が必要な場合は毎年延期願いを申請し、審査委員会の審議を受ける。その結果はプロクター制度委員会に報告され同会の議を経て、良性疾患プロクター再延期申請者は日本婦人科ロボット手術学会および日本産科婦人科内視鏡学会の理事会に報告され共同決議される。良性・悪性疾患プロクター更新候補者に関しては、前記2学会の理事会に加え、日本婦人科腫瘍学会の理事会に報告され共同決議される。

資格喪失

第25条

次に該当する者は本委員会および理事会の議を経て、認定プロクターの資格を喪失する。

- (1) 正当な理由を付して認定を辞退したとき。
- (2) 認定・更新資格を満たさない状況に至ったとき。
- (3) 申請書に虚偽の認められたとき。
- (4) その他、プロクターとしてふさわしくないと判断されたとき。

附則

- (1) 本規則は2020年4月1日に発効する。
- (2) 本規則はプロクター制度委員会の提議に基づき、日本婦人科ロボット手術学会、日本産科婦人科学会、日本産科婦人科内視鏡学会、日本婦人科腫瘍学会における各理事会の議を経て改定する。